（略）	（略）
154	衛生工学「廃棄物・資源循環」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物・資源循環」）
（略）	（略）
（略）	（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　技術士法施行規則の一部を改正する省令の施行前に技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門の選択科目を次の表の上欄に掲げるものとするものに合格した者は、この省令による改正後の建設業法施行規則第七条の三第二号の規定の適用については、それぞれ技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門の選択科目を同表の下欄に掲げるものとするものに合格した者とみなす。

技術士法施行規則の一部を改正する省令の施行前の選択科目	技術士法施行規則の一部を改正する省令の施行後の選択科目
農業土木	農業農村工学
熱工学	熱・動力エネルギー機器
流体工学	流体機器
林業	林業・林産
廃棄物管理	廃棄物・資源循環

（略）	（略）
154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）
（略）	（略）
（略）	（略）

○国土交通省令第十五号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、自動車輸送統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月六日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

自動車輸送統計調査規則の一部を改正する省令

自動車輸送統計調査規則（昭和三十五年運輸省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（調査の目的）	（調査の目的）
第二条　調査は、自動車による貨物及び旅客の輸送の実態を明らかにすることを目的とする。	**第二条**　調査は、自動車による貨物及び人の輸送の実態を明らかにすることを目的とする。
（定義）	（定義）
第三条　（略）	**第三条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　この省令において「旅客自動車」とは、普通自動車等であつて、主として旅客の輸送の用に供するものをいう。ただし、次に掲げる自動車に該当するものを除く。	3　この省令において「旅客自動車」とは、普通自動車等であつて、主として人の輸送の用に供するものをいう。ただし、次に掲げる自動車に該当するものを除く。
一・二　（略）	一・二　（略）